

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第4回（仮称）津市久居ホール管理運営検討委員会
2 開催日時	平成28年10月29日（土） 午後3時00分から午後5時00分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ2階第1会議室
4 出席した者の氏名	<p>（（仮称）津市久居ホール管理運営検討委員会委員） 竹本義明、山田康彦、別所正樹、吉野さつき</p> <p>（（仮称）津市久居ホール整備に係るアドバイザー） 大月淳 （支援業者） 株式会社シアターワークショップ 伊東正示、小林徹也、渡邊啓嗣</p> <p>（事務局） スポーツ文化振興部長 栗本斉 スポーツ文化振興部次長 武川明広 文化振興担当参事 小柴勝司 文化振興課担当副参事 水谷隆彦 文化振興課担当主幹 小倉伸子 文化振興課担当副主幹 岡田東久 文化振興課主査 野口裕介</p>
5 内容	<p>1 設計案について</p> <p>2 管理運営計画策定スケジュールについて</p> <p>3 管理運営の基本方針について</p> <p>4 事業計画・貸館計画について</p> <p>5 その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	<p>スポーツ文化振興部文化振興課文化ホール施設担当</p> <p>電話番号 059-229-3202</p> <p>E-mail 229-3250@city.tsu.lg.jp</p>

・議事の内容 次頁以降のとおり

事務局(岡田)： それでは、始めさせていただきたいと思います。皆さん、あらためまして、こんにちは。定刻を過ぎましたが、ただ今から第4回(仮称)津市久居ホール管理運営検討委員会を開会いたします。皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。管理運営検討委員会については3月29日以来となりますが、これまではプロポーザル方式より管理運営計画策定等支援業者の選定の手続を行ってきました。9月5日に株式会社シアターワークショップと契約をいたしました。株式会社シアターワークショップの皆さまです。

シアターワークショップ(伊東)： シアターワークショップでございます。よろしくお願いいたします。

事務局(岡田)： ありがとうございます。

それではまず、お手元に配布しました資料の確認をお願いいたします。今回は、たくさん種類があります。確認をお願いいたします。まず、資料1と書かれたものがカラー刷りであります。こちらが久居ホールの設計図面になります。3枚あり、基本設計のときのもの、真ん中に7月に行われた建設検討委員会のもの、それから、これが昨日、建設検討委員会が行われたものと、順を経て3種類の設計が綴じてあります。

一番上が最新のものになっていまして、161029と今日の日付が入っておりますが、それが昨日行われた検討委員会の資料で、2枚目が2016年7月9日となっていて、7月に行われた建設検討委員会の資料です。3枚目が2016年3月29ということで、前回、建設と管理運営と同時にやった検討委員会のときの基本設計図面となります。

続きまして、資料2が管理運営検討委員会の今後の進め方についての説明資料です。

次に資料3がスケジュール関係の書類となっております。

資料4が管理運営計画の骨子案というのがあります。

続きまして資料5、これが今回の検討を進めていく上での検討ポイントがまとめられたものになります。

資料6が『専属上演団体、レジデントアーティスト等の事例』というのがワンペーパーで作っております。

続きまして、資料7が『芸術監督、名誉館長の事例』で、資料8が『三重県文化会館の取り組み』という資料です。

続きまして、資料9、カラー刷りのA3サイズのものですが、市内のホールの平成27年度実績ということで、稼働状況等が書かれたものと、平成23年度実績という2種類、年度別で入っております。

最後に、資料10が今まで久居ホールの検討委員会や住民説明会等で出された意見を整理してきた意見整理表で、管理運営に関係するものを抜粋した資料と

なっております。

加えて、緑色の封筒に、昨日行われた建設検討委員会の資料が一式入っております。資料は以上となっております。

それでは、開会にあたりまして、竹本委員長、ごあいさつをお願いいたします。

竹本委員長： 皆さん、こんにちは。

開館のほうも平成31年度にオープンをするということでだいぶ現実味を帯びてまいりました。少し早いですが、運営について皆さまのご議論をいただきながら、より良い運営になるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局(岡田)： ありがとうございます。会議の成立について報告させていただきます。

本日は委員5名中4名の委員にご出席いただいております。委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の方にご出席いただいておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。また、本会議については、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開とし、一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果については発言者の氏名を含め、公開することになりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、議事録については津市のホームページで公開させていただきますことをご了承願います。

それでは、委員会設置要綱第6条第1項において、委員長が議長を務めていただくこととなっておりますので、竹本委員長、議事の進行につきましてよろしくお願いいたします。

竹本委員長： それでは、あらためましてよろしくお願いいたします。

議事進行については、皆様方のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入らせていただきます。まず、事項書の1、設計案についてですが、3月29日に行われました第3回検討委員会後の、市の取り組みについて事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局(小柴)： 失礼いたします。文化振興課の小柴でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、これまでの取り組みについて説明いたします。昨年度末に納品された基本設計を基に劇場法を踏まえた施設として必要な仕様や性能の確保に向けた検討を行ってまいりました。この他、舞台照明等の専門的な機能については、アドバイザー会議を開催し、検討を行ってまいりました。さらに、障害者団体等からの要望に応じた仕様変更や追加意見に対する検討も行ってまいりました。

また、管理運営計画策定等を支援いただくための業務委託については、プロポーザル方式により業者選定作業を行い、本年9月5日に契約を行い、検討委員会開催に向けて作業を行ってまいりました。他にも、これから説明させていただ

きます設計案等について、設計者と仕様や舞台機器について検討を行った上で、事業費の変更も行うため、財政部局との調整を行ってまいりました。これにより、設計の状況や事業費について議会説明を行い、新年度の予算要求に向け、道筋を立ててまいりたいと考えております。

それでは、事項書1、設計案についてというところでご説明をさせていただきます。まず、資料1と書かれた縦長の図面、また、前の振り返りをさせていただきますが、そちらをご覧くださいと思います。資料1の3枚目になります。

3枚目は3月29日の検討委員会での基本設計図で、次は2枚目、160709と書かれた図面、こちらが7月9日の建設検討委員会で検討された図面となっております。

主な変更箇所については、設計者の方で消防との協議を行いました結果、スプリンクラーの設置基準の関係で中2階を設けることが難しいとなったので、それが廃止されております。それに伴い、舞台下手の2階を削る形で技術スタッフ室、調光盤室等が設けられるとともに、2階に楽屋兼会議室が設けられました。

そのため下手の部分に関しては少し舞台上部にせり出してきて上部の空間がなくなるため、引き続き検討しながら進めるとなっております。

他にも1階については、まず、身障用駐車場を5台に増やしたところと、事務室、支所サテライトの北側に考えていました共用トイレの位置について、スタジオ等から遠いこともあり、館内中央部に変更しました。それから、共用トイレを館内中央部へ移設することに伴いまして、多目的トイレの位置をスタジオ北側へ変更いたしました。また、支所サテライト及び事務室の形状変更に伴い、ロッカー室の位置の変更を検討するというので、今後、実施設計で移設箇所の検討を行うようになっていました。

2階につきまして、練習室3と体験交流室を楽屋利用することも想定し、2階共用部と楽屋ゾーンを区画できるように、それぞれの諸室付近に半透明のポリカーボネート製の簡易扉を設置しました。それから、授乳室を設置しております。

ホールについては、ホール内車いす席を左右2席ずつ、最後列に2台設置。合計6席としたのと、PAブースを最後列に設置しております。

また、聴覚障害者団体からの意見を追加して整理、検討が行われました。主な意見としましては、聴覚障害者団体からはエレベーター内で放送が聞こえない、中で何かあった場合に訴えられるように、エレベーターをガラス戸にしてほしいというもので、窓付きのエレベーターを計画しております。それと、磁気ループ装置の設置を検討してほしいという要望がありましたが、ホール、スタジオやその他のエリアでも使用できるように、備品での対応と考えております。さらに、電光掲示板や回転灯を設置してほしい、災害時における避難所としての機能については、駐車場を一時避難場所として、今、検討を行っております。

そして、舞台上の設備関係について、基本設計では道具バトンを手動での整備を検討しておりましたが、今後のことを考えて電動化ということになりました。

次に、一番上ですが 161029 と書かれた図面、こちらが昨日、開催されました建設検討委員会でご提示させていただきました図面でございます。

7月以降の変更点としまして、まず、エレベーターですが、以前はエントランス側に1基、楽屋側に1基ありましたが、最近、整備されましたホールに聞き取りを行ったところ、同規模またはそれ以上のホールにおいても、エレベーターを1基しか設けていないケースが目立ちました。久居ホールも、ホール部分を除いて2階建てでありますことから、楽屋側の1基をなくしました。それにより、以前、舞台下手側にありました技術スタッフ室がエレベーターの所に配置することとなっております。

それと、舞台設備機器等については、アドバイザー会議で議論をされた内容や地元の意見を踏まえまして、本緞帳バトン、美術バトン、第4サスペンションライト、バルコニーライト等を追加いたしました。

また、部屋の名称については、用途は今までの整備基本計画、有識者意見書等を十分踏まえていますが、名称を変更することにより、さらに多目的に利用いただけるのではないかとということで名称を変更いたしております。

山田委員： カルチャールームという名前にした、ということでしょうか。

事務局(小柴)： そうです。図面上にはまだ、以前の名前で残らせて頂いているのですが、それを議会等でお示ししていくにあたって、より一般的な名前と申しますか、用途を限定しない意味で、カルチャールームだとか、ミュージックルーム、という形で、図面を整理させていただいているのが昨日の図面でございます。

それでは、昨日の会議で出されました意見、それとまた、事務局の考え方について、若干お示しさせていただきます。

まず、ご意見としまして、2階の車いす席を廃止し、1階に集約させていただいておりますが、これにつきまして、車いすの方でもいろんな席から見たいのではないかとという要望もあるのではというようなご意見がありました。これにつきまして事務局で検討した結果、2階には段差もあり、人的介助も必要であるといったバリアもあり、また、車いすの方が自由に出入りできる方がよいと考えまして、今のところ、1階に集約している、そのような図面となっております。

それと、支所サテライトの位置と会議室の位置がなぜ変更となったのかということですが、北側入口から入った所が会議室というレイアウトになっております。これですと壁になるので、閉鎖感があるのではないかとというご意見がありました。事務局としましては、会議室は外部の方の利用も想定しておりまして、事務室やサテライトの守秘義務の関係もあり、また、事務室と支所サテライトの連携が必要であるという判断から、変更させていただく考えをお示しさせていただきます。

た。

それと、会議室に壁があるが、オープンな会議室にしてほしかった。また、ひさいアートストリートに何か工夫があるのか。こちらについては、アートストリートにピクチャーレールを設置することを、今現在検討しております。

諸室の名称が変更となったが、検討の経緯を教えてほしい、先ほどもご意見ありましたが、練習室からバンドルームに変える等、若い世代にも受け入れやすいように考えました。それから、市民活動室等、名称で用途が限定的になってしまうので、幅広く使ってもらえるよう現在、名前を整理しております。

それと、ご意見としまして、ミュージックルームやバンドルーム等、逆に用途が限定的になってしまうのではないのかというご意見もありました。現在の名称についてはあくまでも、現時点で仮の整理ということで、また、基本計画の趣旨からずれないように、最終的には条例制定までに検討してまいりたいと、事務局としては考えております。

それと、エレベーターが1基になったのは予算の都合もあり、残念だが仕方がなく、今後、1基のエレベーターの使い方が重要となるというご意見をいただきました。

さらに、この規模のホールでロッカーがないのはどうかというご意見もありました。これについて、事務室西隣にあるSK、スロップシンク、ここに代わりに設置できるかどうか検討してまいりますということで、昨日の段階でお答えさせていただいております。経過については以上でございます。よろしく願いいたします。

竹本委員長： ありがとうございます。

今、基本設計から始まって実施設計の1案、2案とご説明いただきました。既に時間の経過で実施設計の2、さまざまな変更点ございますけれども、それ含めましてご意見をいただきたいと思います。また、質問でも結構です。

大月アドバイザー： 先に私の方から、少し補足をした方がいいかと思っておりますので。今日は、議題がたくさんありまして、この話が多くなると、おそらく時間が厳しくなると思っておりますので、重複を避けるためにも、昨日、私も参加していましたので、先ほどのご説明に対して補足をしたいと思っております。

本来であれば、この時期には実施設計等は既に決まっていなければいけないのですが、先ほどのご説明にもあったように、財政部局との協議で、お金の面で以前からなかなか厳しいという話で、ある程度増やしていただくような努力をしていただいております。

それが決まらないために、ハードも決まらない、設計も決まらないということで、ギリギリになるまで委員会も開けずについて、昨日、提示されたのが、資料1の1029の図面になるわけです。

タイムスケジュールとしては、基本的には昨日の段階で、了承をいただかなければいけない時期ですが、それでもやはり、ある程度、委員会として可能性があることを含めて、言うべきことは言っておかなければいけないということで、疑義等が出されたというようなことです。

今、お話があった中で、支所サテライトと事務室、その位置関係が特に焦点となり、アトストリートの話はそれと関連して出ていました。それから、吉野先生がお詳しい車いす席について。まず、その二つが大きな焦点だと捉えていただければ良いと思います。

事務室については、劇場法の趣旨、ソーシャルインクルージョンであったり、ソフトが大事だという核の部分になるのですが、これまでの経過でも、当初より面積が随分削られています。前回の7月9日の図面でもそこが曖昧で、今の図面にある会議室が、支所サテライトの位置に来ているという案が提示されています。

そこでは支所サテライトが当初（プロポーザル時）からあったように北側の入り口にある。ちょうど矢印がある、そこから入ったら、カフェと支所サテライトの窓口が顔を出している。それで、事務室との間に会議室があって、そこである程度足りない事務室面積のやり繰りができるというプランになっていたのですが、その並びが入れ替わってしまったということで、先ほどの、閉鎖的になるというだけではなくて、昨日出されたことを申し上げると、スクエア側は徒歩の人がメインになりますけど、北側が駐車場になっていると当然、その入り口が車で来る人のメインのアプローチになります。設計者の方は、それこそ設計プロポーザルのときも、そこが閉鎖的にならないようにカフェと支所サテライトの窓口をつくっていたといった面があります。

また、支所サテライトと本体の久居ホールの利用日とか、利用時間も違う可能性があるため、分離して、そこだけ使えたほうが良いというので、端のほうに持ってこられたという側面があります。さらに、今、説明したように、ちょうど支所サテライトと事務室の間に会議室を持つことで、バッファゾーンとして面積のやり繰りができる形になっていたという意味では、支所サテライトと事務室の関係性を強化するという意図からのプラン変更は、そのプラスに対してマイナスの部分が大きいというようなことが言われたといえます。

それに関しては、取りあえず、設計者としてはもう実施設計をまとめなければいけないのですが、壁の位置などは後で変えることができるでしょうから、市としてきちんとその意見は意見として伺っておきますという話です。

竹本委員長： ありがとうございます。引き続き、ご意見、ご質問ございますか。

吉野委員： 1点だけ。もう大体、時間の関係もあって決めていかなければいけないためもうこの段階ですので、大きな変更はできないというのは理解しているので、確認です。

車いす席を、2階のものをなくすという話ですが、今現在、障害者差別解消法のことや、2020年に向けて、どこの劇場も徐々に障がいのある人のアート、出演者も障がいのある人で行うみたいなのが増えていきます。文化庁も、今度の予算の概算要求の中にもそういったことの調査なども盛り込まれていて、推進する流れになってきています。

そういう流れを踏まえて、それでもいろいろな事情から2階の車いす席はなしにしようという話になっているのだと思います。しかし、説明を伺っていて、人的支援が必要だからというふうにおっしゃっていましたが、気になったのは、2階までのエレベーターはあるのですよね。そのまま、2階席の位置に行くのに、車いすの利用者にもいろいろな人がいて、長距離の移動をするときまでは車いすだけど、中入ったら杖で、人がちょっと支えてくれたら動ける人もいます。運営の話これからするので、そういった対応ができないか聞きたいです。

いすを固定にしてしまったら、動かすことは出来ないけれど、スペースさえあれば、いすは後からパイプいすでも置くことはできるのではないのでしょうか。要するに、運営の中で人的に支援できるような、例えば、運営体制を採るという考え方すらなくて、そういう判断に至っているのかどうかをお聞きしたいなと思います。

事務局(栗本)： 前から車いすでも自力で動かれる方を想定していて、この段差があるということはどうしてもどなたかの手を借りなきゃいけない。例えば、トイレに行くにも、何かに手を挙げて合図をして、たまたま、そこに人がいてくれればいいのですが、そういったことができないのではないかと、ご自身の意思で自由に動かれるのがいいのではないかとということになり、1階の方が、楽に動きやすい、ご自身の意思でいつでも動けるということで、その方がいいのではないかとというふうに考えました。

3席目の所については、先生が言われるように、いす席はもう固定であるのですが、それを脱着可能なものにして追加であと二つ付けることができるように、今、設計者のほうへ依頼をしております。そういった考えでございました。

竹本委員長： 要するに、車いす席を2階からなくしたと。それ以上、何か質問あります。

吉野委員： いえ、運営の話これからしてくときに、そうしたことも、スタッフの教育とか、人員配置で少しサポートできる体制にしたときに、もしかしたら、そのことが見直せる可能性があるのか、ないのかを知りたかったのですが、今、お聞きした範囲ではないということなので、そういう運営体制を採るというふうに理解いたしました。

竹本委員長： 今、おっしゃったように、実際に進めていく中で状況が変わるかもしれない。その場合には、ハードは元へ戻せるかということそう簡単にはいかないのかということですね。とりあえず、ハードの面ではこれでいくという最終案に近いものな



ので、それは出来ないと理解してください。

吉野委員： その中でできることをやる運営になるということで理解しました。

山田委員： 一つ、単純な質問なのですが、今までの設計ではなかった会議室が今度、新しく入ったわけなのですが、この支所の所に会議室が右側に入った理由は何だったのでしょうか。

事務局(栗本)： 会議室は、当初ありませんでした。事務室と支所サテライトという表示をさせていただいたかと思います。ご承知かと思いますが、もともとこの施設は旧久居庁舎で、自治会の方々、市民の方々が、以前のような活動ができるよう出張所的な支所サテライトを置いてほしい。加えて会議室を設けてほしいというのが、当初から要望がありました。それがいつの時点かで欠落してしまった中で、計画が練られてきていました。

私が4月に赴任してから、自治会の方、久居総合支所の者と話をしましたら、もともとそういう要望があったことですから、ぜひ取り入れてほしいということがございました。

それを聞いて検討したのは、事務室の隣に会議室を設けて、また、その隣に支所サテライトということで、今の支所サテライトと会議室を逆転した配置をしていたのですが、庁内で再度検討いたしまして、支所サテライトと事務室との連携で、会議室については自治会等の活動に主に使っていただくようなことになるので、守秘義務の理由もあり、真ん中に置くより離して置くのが一番良い方法ではないかと思いますが、会議室を右に入れさせていただきたいということでございます。

竹本委員長： ありがとうございます。会議はできるだけ一問一答で、それで、ある程度行き渡ったところで、最後に総括的に受け付けます。他にございますか。

山田委員： 意見だけ、ちょっと。

竹本委員長： どうぞ。

山田委員： 2点ありまして、ここまで来てしまうと、もう仕方がないのかもしれないのですが、このような会議室というのはそもそも、ここで言う、新しいカルチャールームや、いろいろなルームがあるので、そういう所でミーティング等もできるのではないかと思っていたので、あえて、この会議室を設けるという事があまりよく分からなかったです。

それから、もう1点は、これは要望なのですが。今度はもう少し内装と、先ほど、北側から多くの人が入ってくるという話とも関連するのですけれども、今、全体的にこのような施設というのは透明感があって、案外ガラス張りみたいな感じで、いろいろな人が中でいろいろなことをしているのが見えるという、そういう状況で非常にオープンな形で人が集うというつくり方をしているような気がします。なので、ぜひ、そういうガラスなんかも多く使いながら、オープンな感

じで内装を考えていっていただけると明るい感じでいいのではないかと思います。

竹本委員長： ありがとうございます。今の山田委員の意見が一つ、会議室の必要性について、それから、要望として最近の傾向に沿った形で内装、その2点ありました。他になければ、アドバイザー、どうぞ。

大月アドバイザー： 少し事務局の説明で正しく伝わらない部分があるので、その部分に関して補足させていただきます。

先ほど、これでいくという、例えば、車いす席の話。それに関してはまだ、席ぐらいであれば変更の余地があること。

それから話の前後関係でいくと、事務局からの先ほどのような説明を受けた後に、委員からそれに対して疑義が出されて、それをどういうふうに取り扱っていただくかという話でした。私がお示しした二つのポイントは運営に関わる部分でもありますので、そこは慎重にやっていただきたいというふうな話でまとまっています。

あともう一つ、室名称の話も基本計画の頃から、ずっと一貫してきている部分があります。それを急に変えたということに関してかえって分からなくなるのではないかという意見がありました。その辺りは流動的な部分と、とにかく設計者としては設計をまとめなければいけない部分もあり、若干曖昧な部分として、今は動いています。

なので、先ほどのように、もうこれで絶対決まりだというわけではないというふうに、ここは修正を含んで確認として申し上げておきます。

事務局(栗本)： 運営の中で先ほどの車いすのこと、物理的なものは今、固定した中で動き出しますが、やはりおっしゃっていただきますように、そういったご希望の方に対応していくような運営ができる体制を整えるよう、今回の管理運用計画へ盛り込めたら良いと思っています。

ただ、山田先生もおっしゃいましたようにガラス張りということで、各室の室内の活動が見えるように、これはもう設計当初から設計者に考えて頂いて頂いて、全面ガラス張りというわけではございませんが、外から中の様子が見えるガラス張りのしつらえは考えて進めております。

竹本委員長： 吉野委員がおっしゃった車いすのことについては、できるだけ考えられる範囲で継続して行ってください。

大月アドバイザー： 一つだけ、スタジオの上の空間だけ、ご説明、追加でいただいたほうが良いと思います。今まで意識されてなかった空間がありますので。

事務局(栗本)： このスタジオの上の部分に、室外機に出入りする階段を自動販売機との間に設けることになりました。これによりまして、スタジオの屋根部分に乗ることができ、そこは比較的いい空間が確保できそうだということで、展示のもので

あったり、あるいは、あそこから下のエントランスロビー、アートスクエアが見える所となります。

竹本委員長： 中2階ができるということですか？

事務局(栗本)： はい。そのような感じの回廊のような部分ができるようになりますので、そこもまた、市民に開放できるような空間になるのではないかという提案がされました。天井高はそれほど高くなく、2メートル20~50程度です。

その階段の仕上げとか、いろんなものを一般の方に開放しようと思しますと、メンテナンス用ではない仕上げにしていかなければなりませんので、その点は昨日初めて、実はそういう提案がございまして、これはまた、設計者と詰めた上で、どんなような仕上げにしていくな、名称等も考えていきたいと思します。

竹本委員長： そういうことでよろしいでしょうか。

では次に、事項書の2の管理運営委員会についてということで、資料の2ですね。お願いいたします。

事務局(小柴)： 失礼いたします。事項書2になります。スケジュールに関してということで、まず、説明に入らせていただきます前に、冒頭でもご紹介させていただきましたが、管理運営計画策定等支援業務等を行う業者ということで株式会社シアターワークショップさんをお願いしています。資料等も作成していただきましたので、この後、ご説明いたします。

まず、その策定支援業務の内容について若干、ご説明させていただきます。委託業務の内容としまして、管理運営計画案の作成、基本方針、舞台管理運営、施設維持・修繕等の施設管理計画、ホスピタリティ計画、貸館や運営組織等の施設運営計画、それと、事業の構成、内容、広報・PR等の事業計画、収支計画、それと、組織、育成・研修等の市民参加の検討となっております。他にも、シンポジウムの開催支援、条例案、指定管理を導入する場合はその支援、愛称募集や備品計画などの開館準備等を、シアターワークショップさんに請け負っていただいております。

本日、これから提案させていただく内容については、今、申しあげました業務の仕様に基づいたものになりますが、お手元の事項書のとおり、事項書2のスケジュール、3、管理運営の基本方針、4、事業計画・貸館計画について、後ほど、シアターワークショップさんに検討案を作成いただきましたので、ご提示させていただきます。

これから、シアターワークショップさんから説明がありますが、それを基にまた、皆さまでご検討をお願いしたいと思います。事務局の方からお断りですが、今回の会議を含めまして、全体のスケジュールが非常にタイトとなっております。今回の資料については事前に頂いたものの、事務局としましても若干、整理しきれてない部分もございまして。今後、きちんと整理してまいりたいと思します。

ので、ご議論、どうぞよろしくお願いたしたいと思ひます。

さらに、これまでの検討委員会では久居ホールの設計や運営等について地元説明会や各種団体、検討委員会では出された意見をまとめた整理表が、お手元の『資料10』と書かれた資料がありますが、管理運営に関するものを抜粋いたしました。今後、シアターワークショップと調整を行い、また、検討委員の皆さまのご意見を伺いながら、その内容を加味して取り組んでいきたいと考えております。

それでは、この検討委員会の進め方についてということでご説明いたします。資料2のほうをご覧くださいと思います。A4の縦長の資料でございますが、『管理運営検討委員会について』ということで、計画策定を進めます管理運営計画に対し、個々のご経験や設計・建設との関わりを踏まえたご助言をいただきながら、計画のブラッシュアップにお力添えをいただきたいと思ひます。全体的にスケジュールがタイトでありますことから、事前に各検討材料を提供した上で、検討委員会当時は主なポイントとなる部分について、実質的・具体的な検討をいただけるよう、事務局で準備、進行管理を行ってまいりたいと考えております。

2枚目をご覧くださいと思います。スケジュールとテーマという所で、10月下旬、本日でございますが、こちらでは管理運営の基本方針、事業計画・貸館計画についてご議論をお願いしたいと思ひます。次回の検討委員会については12月下旬を予定してござりまして、組織、専門家、それと市民参加・参画・協働についてご議論をお願いしたいと思ひます。さらに、年が明けまして2月中旬には収支計画・事業評価、計画全体についてご議論いただき、計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

それでは、次の資料3の『(仮称)津市久居ホール管理運営計画策定検討スケジュール(案)』については、シアターワークショップさんの方から説明をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

竹本委員長： では、よろしくお願ひします。

シアターワークショップ(伊東)： では、ここからの資料は作成しましたシアターワークショップの方で、できるだけ手短かに簡潔にご説明をさせていただきたいと思ひます。担当してござります渡邊の方からご説明いたします。

シアターワークショップ(渡邊)： それでは、着座にて失礼いたします。

まず、資料3をご覧くださいと思います。資料3、A4の小さいほうとA3の大きいほうがございます。まず、大きいほうのA3のほうから、全体のスケジュールのご説明をさせていただきます。

計画ではこの施設の開館が平成31年の7月頃を予定としてござりますが、それに向けての計画の全体のスケジュールとして、このスケジュールを目指して進んでいきたいと思いますと事務局と詰めたところではございます。タイトなスケジュールではござりますが、特に組織の部分が指定管理者にしていくのか、直営にするのか、この辺

りが一つ、分岐点となってまいります。

それを決めるに当たって、管理運営計画を検討する中で、市の内部のほうで決めていかなければなりません。今回の検討委員会の皆さんのご議論・ご意見を踏まえながら、どういった事業を行っていくのか、その事業をどういった組織で行っていくのか、どういった貸館の規則・施設の運営にしていくのか、それを踏まえた、あるいは、この開館スケジュールに応じた適切な運営手法というのはどちらのほうがいいのかとか、その辺りを今後、決めていきたいと思っております。

スケジュールについては、今後、若干、変更、修正等出てくるかと思うのですが、現時点ではこのようなスケジュールで進めてまいりたいというものでございます。

続きまして、A4の小さい方ですが、こちらが今回の管理運営計画の検討スケジュールで、まず、このような目次立てでまとめていきたいという案でございます。

具体的な内容ということで目次の隣に、こういった内容について皆さんと検討をしてまいりたいということを書かせていただいております。一番右端に検討スケジュールとしまして、第1回、第2回、第3回ということで、それぞれの各章のどういったところを中心に議論をしていきたいかという案をまとめさせていただきます。

今回は第1回ということで、計画でいきますと第1章、第2章、第3章の部分まで検討を進めてまいりたいというふうに、当初予定しておりましたけれども、先ほどの施設のほうの設計が固まってないところで、貸館の、特に施設管理の計画について、どの施設をどういう貸し方をするかとか、無料か有料か、その辺りの整理も難しいこと、市内の施設であったり、周辺の施設の運営規則等々で見合わせながら、どういった規則にしていくのか、その検討についてはもう少しお時間をいただきたいと思ひまして、第3章の部分は、次回の検討に含めてまいりたいと考えております。本日は、第1章、第2章の部分を議題として検討いただきたいと考えております。

また、全体的なスケジュールとしましては、本年度の3月までに管理運営計画骨子としてまとめたものを最終的に第3回目の委員会の中で皆さんからご意見いただき、パブリックコメントを4月に掛け、最終的な計画を来年度の5月、6月に策定してまいりたいと考えております。

事項の議題としまして第2番目のスケジュールについてご説明いたしました。

竹本委員長： ありがとうございます。

今、開館準備スケジュール、そして、運営計画策定検討スケジュールということでご説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見ございますか。

それでは、きょう、第1章、第2章ということですので、資料4に従ってご説

明いただけますでしょうか。お願いします。

シタワークショップ（渡邊）： それでは引き続き、ご説明させていただきます。資料4については、管理運営計画の骨子案ということで、たたき台としてこういったものでいかがでしょうかという提案として記載させていただいております。

随時、他の資料5、6、7、8、9等と併せながらご検討いただきたいと思いますのですが、まず、最初に目次をご覧ください。第1章については、管理運営の方針ということで、全て文面にはなっていないのですが、内容としましては、上位計画、国の文化芸術政策、現状と課題、施設の概要、こういったものを一つ目、計画の経緯として文章化していきたいというふうに考えています。実際に、これまでの検討の議論の中で上位計画といいましても、久居市時代のものから、劇場法まで幅広く上位計画がございます。

劇場法に則った施設にするのか、それとも、社会教育的な施設、そういったものをどういうふうに整理していったらいいのか、この辺りがまだ、事務局とも整理しきれていないところもございまして、この辺りをある程度の方向付けをしていかなければいけないというふうに考えております。

本日、この検討委員会の中で何か、こちらの方向性に向かっていったらいいのではないかと、そういったご意見等もございましたら、頂戴したいというふうに思っております。

続きまして、2の基本理念と基本方針についてですが、こちらは整備基本計画に記載されていたものから抜粋して箇条書きで挙げさせていただいております。

こちらに基づいた内容を考えていくと、3番、将来像と目標ということで、案としまして作成いたしました。開館から開館10年後までを見据えて、どのような目標、方向を目指して進んでいったらいいのかということをお願いしております。

今回は検討いただきたいポイントとして、先ほどの方針の部分の若干の修正点であったり、ご意見がないかどうか、加えて将来像、目標として、例えば、無理がないとか、その方向で進んではまずいのではないかと、そういったポイントがございましたら、ご指摘いただきたいというふうに思います。

竹本委員長： では、取りあえず、第1章、管理運営の方針の計画策定の経緯のところを4項目でございます。方向性としては社会教育法のような住民に寄り添った形を目指すのか、あるいは、鑑賞事業型の劇場法に沿った形、大きくはその二つになると思いますけれども、ご意見いただきたいと思います。

吉野委員： 社会教育施設的な方向でいくと、基本は貸しスペースであり、なおかつ、市民の活動をどういうふうに活性化させるかということ、プロデュースというか、アドバイスできるような、多分、専任スタッフの体制とか、そういう特性のある人によって運営していく。だから、芸術監督性よりはプロデューサー的な人を入

れていくとか、社会教育施設として異なるジャンルとして、地域とか、医療とか、福祉であるとか、教育とか、そういったところとどう連携できるかを見られる人たちがスタッフ陣を組んでいくという考え方の方向になっていくと思います。ただの貸しスペースにしない。

そこに、三重モデルという話がこの資料のどこかに出ていたと思うのですが、そこまでの理想を掲げて何かするとしたら、そちらだと思し、劇場法にのっとったときには、その中に大きく二つの方向性があると思うのです。

創造型のほうにするのか、ツアーなどの巡回のものをどちらかという受け入れていく鑑賞重視にするのか。それによっても、大きく方向性が分かれると思います。

それによって指定管理者を選ぶときの基準も、雇う人もだいぶ変わってしまうと思うので、今大きく分けると、おおよそ1、2、3ぐらいでしょう。

竹本委員長： 二つではないのですね。

吉野委員： 二つではないと思います。AとB、さらにBの1とBの2みたいなことではないかと思っています。これまでの議論の中に、基本理念のところ芸術を振興するというのがありました。いわゆる実演芸術、舞台芸術とかですよね。それが、その次の将来像の話に出てくる。

要するに、劇場型のほうを目指すのだとすると、創作をしていくという方向になると思うので、それに長けたプロデュース能力があり、なおかつ、バランス感覚があって、才能や知名度がある芸術監督みたいな人、もしくはプロデューサーと両方入れるのかなど、イメージを皆さんとどういうふうに共有したらいいのだろうかと思って。その上で方向性を見ていくときに、私が今、聞いた感じでは先ほど言ったようなイメージが三つぐらいあるだろうと思うのです。

そのいろいろなものが、おそらく、今、シアターワークショップさんの資料に盛り盛りで取りあえず、全部入っていると思います。ですが、おそらく、これ全部ではなくて、それによってどこかに重点を置き、どこかを削ったり、絞っていくことに最終的になると考えてよろしいですか。

竹本委員長： はい。

吉野委員： だとすれば、事務局の方や当事者というか、実際、運営に関わる方々はどの辺を目指したいと思ってるのかが質問になります。

竹本委員長： ありがとうございます。今、二つではなくて三つという、貴重なご意見で、それで、市の方がどういう方向を目指しているのか、今の状況ではっきり言えますか。

事務局（武川）： 今の状況で申し上げにくいのですが、その基本計画の中に掲げてあるようなことぐらいです。今日の資料で、資料5の2ページ目の下の所、ここには鑑賞型、普及育成型、参加創造型ということで、今、おっしゃった、欲張りなのか

も分かりませんが、このいずれも目指していきたいというのが今のところの考えでございます。

竹本委員長： 方向性という面で、他にご意見ございますか、

山田委員： 議論があまり上手く整理できなくて、先ほどの吉野委員のお話の劇場法には二つ、方向があるというのは、ある程度、私も分かりました。つまり、劇場型というのはある意味で、久居ホールではこんなことやっているぞというようなレベルの高い作品を作っていく、そういうようなことを目指し、もう一つの鑑賞型というのは、ある程度作るのだろうが、呼んできたりしながら、そこまでレベルの高いものは要求しないというようなことなのではないでしょうか。

吉野委員： それはおそらく、創る人次第だと思います。

山田委員： そうすると、劇場型に2種類あるというふうにおっしゃったのと、それから、社会教育的というのはもっと一般市民のためのという意味なのだろうかと思ったのですが、その説明とこの資料5の三つとどういうふうにリンクさせたいのかということのを、イメージを整理するためにもコメントしていただけるとありがたいのですが、どうでしょう。

吉野委員： この三つになってくると、資料5の2ページ。また、先程大枠で話された社会教育的な施設という大きな方針なのか、創造型、つくる劇場なのかという話のカテゴリズと少し重なっているけど、下ではずれているみたいなことになっているので、完全に一致して話すのは難しいのではないかと思ったのですが、伊東さん、どうですか。

シタワークショップ(伊東)： そういう意味では、今回の劇場法に則ったというのがもう枕詞のように、私どもは刷り込まれておまして、つまり、単純なこれまでの社会教育施設、公民館の延長にはないというふうに考えております。そういう中で何をやればいいのかということは、芸術活動をやっている方々のさらにレベルアップを目指していくのか、これまであんまり触れてこなかった市民に広げていくのか、これは両方だろうねと。広げていくという意味でいけば、普及育成型ですし、レベルアップということになれば、参加創造型ということで、これは市民の活動のジャンルだと思っております。

もう一方では、もう鑑賞型の事業しかやらないぞというのは、従来の市民会館とはそのようなものだったと思うのですが、割り切ってしまうとそういうことだと思ってしまうのですが、我々の方は、鑑賞型も実は重要だなと。つまり、広げていくためには、まず、良いものを見たり、聴いたりしないと、実演芸術の面白さは分かってもらえませんから。主役は舞台上上がっているプロでなく、客席に座っている市民ではありますが、その方々をどうしていきたいのかを目的とした鑑賞型の事業も併せてやっていくべきだなと考えています。ですから、あくまでも劇場法に則った、つまり、創造活動につなげていく、そのためのプロセスと



してどういう順番でやっていくのか。吉野委員がご指摘のように、三つとも並列で挙げていますが、その順序というのは、当然、あるだろうと思っています。

吉野委員： 先程の話で言うと、劇場型には、劇場法に則った中にこの三つ（鑑賞型、普及育成型、参加創造型）が入っているものを指していて、そのバランスをどうするかという議論がある。社会教育型は、この三つとは別の貸しスペースだけど、市民の人がいっぱい活動できる場所であったり、その活動が活性化されるような別の運営方針を採るであったりということだと思います。

今までは社会教育型は、ただの貸しスペースといわれてきたけれど、でも、もちろん、そっちでも本当はクリエイティブなプロデュースのやりようはあるのではないかとは思ったので、2択でどちらかを否定するという意味ではない。その辺を考えられるとよいのかもしれないと思ったのですが、ただ、今までの資料を見る限りでは、創造型みたいな言い方を割とされている印象はあります。

大月アドバイザー： すみません。今、シアターワークショップの伊東さんの方から言っていたように、劇場法に基づくというのが、もう、このプロジェクトスタート時点からあって動いてきているので、もうそこは揺るぎがない事実です。今の社会教育法にのっかっていう話は、また、これ、どこかに出てくるかもしれないですけど、市内に他に実際そういう施設があって、劇場法に基づく施設というのを新たに役割分担のような形で決めてというふうな、取りあえずの位置付けがなされているということです。とにかくここは劇場法に基づくこと。

先ほどの山田先生の話でいくと、社会教育法だとより広い一般市民の方にという話なのですが、劇場法が、これまで嗜好品として一部の人たちにだけにサービスが供されるものだった劇場について、それがもっと普遍的に、全ての国民にとって大事なものだというふうな、そういう理念でつくられているので、そういう意味では、劇場法に基づいてもより幅広い市民の方々にサービスを提供する施設という位置付けになっているという意味では、ここに挙げられている三つというのが、別に社会教育法との関連で捉えなくてもいいという、そういうふうな捉えをしていただければいいと思うのです。

一つお願いなのですが、そういう意味でも基本計画というものが、このプロジェクトにおける、昨日の勝又委員長の言葉で憲法みたいなものだというふうな形であるので、それに従って、ずっとこれまで来ているということで、ここから先も、それに基本的には則らなければいけないということを確認していただきたい。

そうすると、今、出してきていただいているのが、どこまでが基本計画の範囲で言われてるのか、どこからが新たな提案なのかというのを示していただけると、皆さんが、そういえばそれは基本計画にあったのだなというのが確認できると思います。

竹本委員長： ありがとうございます。ご意見いただきましたので、できるだけ、それを反映させて少しまとめていただければと思います。

時間もありませんので、将来像と目標のところ、現在、開館までと10年後以降ということでもありますけれども、その部分についてご意見ありましたら、お願いいたします。

山田委員： どこで言うべきなのか、分からなかったのですが、事前に資料を読ませていただいたときに、非常に現状の津市なり、久居の状況というのはきちんと踏まえられた考え方、計画になっているのではないかというふうに思ったのです。つまり、それははっきり言って、あまり活発ではないという状況があるというもう一方で、先ほども言ったように、久居モデルという言い方をされていて、このときの久居モデルというのは何を指しているのかというのが一番聞きたいです。

私としては、そのような中で既に存在している市民の芸術的な、創造的な動きをこちらへ上げていくというよりは、この久居ホールができることによって、そういう市民も育てて、かつ、創造していくという、この育てるという部分をかなり強調していくのが久居モデルなのではないかというふうに思い、今あるものに依拠するというのが実はなかなか難しい状況があるのではないかという、そういうことを強調した計画なり、将来像を入れていただけると、少しこころしいものになるのではないかと思います。

竹本委員長： では、久居モデルについて少しお話してください。

シターワークショップ（渡邊）： こちらについては、実は次の事業の計画の所、資料5のほうにご提案として挙げさせていただいたのですが、実は、これが久居モデルになるのではないかなということで、提案として考えさせていただいたのが、「アーティスト・イン・レジデンス」で、プロのアーティストを久居に滞在いただいて作品を作っていく、そのプロのアーティストと市民が一緒になって、例えば、久居であったり、津の作品と一緒に創造していくのを協働いただいたり、週に1回は、子どもたちのレッスンを条件としてお願いしますとか、そのような滞在いただくアーティストに対する条件付けで久居独自、津独自のものを提案すること、一つのオリジナルなものを一緒になって作っていく、そういった組み合わせといいますか、展開ができれば、久居で作ったら、それを、同じ規模のホールがございますので、市内全体に巡回していくことも当然できるでしょうし、周辺施設に対して、それを巡回していけるようになると、発信としても展開できるのではないということです。

プロのアーティストを雇うこともありますし、専属の特に市民楽団なんかをプロのアーティストの方、アドバイザー、指導者という方を組み入れながら、育て上げるようなやり方もあるのではないかと。

この辺りを次の事業計画のところと含めて、久居モデルということで、ご提案

したいと思います。

竹本委員長： では、事項書4の所で、そこは少し詳しくまた。

今は将来像と目標というところで記載してありますけれども、その部分についてご質問、ご意見はございますか。

吉野委員： 3ページのこの表の部分の中身はあくまで、今、まだ例示みたいな感じですね。

竹本委員長： そうです。

よろしいですか。それでは、第1章、第2章については、幾つか意見をいただきましたので、それを参考にまた、手直しをお願いします。

それで、次は今の資料5、6も含めて、事業計画でしょうか。貸館計画について、引き続き、シアターワークショップさん。

シアターワークショップ(渡邊)： それでは資料5をご覧いただきたいと思います。先ほど、山田委員の方からもご指摘いただきましたが、我々も事業計画を考えるにあたってこの辺りがポイントになってくるのではないかということ、幾つかの資料を見ながら検討して、整理しました。

まず、以前、アンケートということで久居地区の住民の方に採ったアンケートであったり、久居市民会館での利用状況ということで、資料9の平成27年度実績に市内の施設の稼働状況を事務局の方から頂戴しております。これを見ますと、実は、久居市民会館の稼働率は必ずしも高くはなかったというような状況がございまして、現状としては、活動がそれほど活発ではないのではないかと。

それを一つのポイントと考え、いかにして広げていくか、いかにして活発にしていくか、その辺りの方向性と、さらに文化芸術に限らない、いろんな方にいかに足を運んでいただくか、その辺りをどうやって組み立てていくかが重要と感じておりました。

事業計画としましては、この辺りをポイントとして、解消していく方策、あるいは、どこに事業の重点を置くかを課題2に挙げています。

さらに、課題3として、独自の久居モデルというのはどういったモデルなのか。この辺りを本日、皆さまからのご意見もいただきながら、肉付けしていきたいと思っております。これらを、管理運営計画のページとしましては5ページ、6ページ、7ページ、8ページに反映していきたいと考えております。

竹本委員長： では、資料5に基づいて、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。先ほど、山田委員がおっしゃっていたように、なかなか活発ではないと。そういう中で、新たに興していくとなると、それなりの苦労が必要だろうと。今、一つはアーティスト・イン・レジデンスということが出てきましたけれども、それも含めてどうぞ。

山田委員： 先ほど、私、育てて、そして、作っていくという、この育てるというのが入ることがちょっと一つの特色にならないだろうかというようなことと、このアー

ティスト・イン・レジデンスは具体的な方法として、とてもいい方法だと思います。私の専門のほうの美術分野でも、四国等でアーティスト・イン・レジデンスのまちづくりで成功している所もありますし、ぜひ、津市久居といえ、そのような、劇場の方のアーティスト・イン・レジデンスで有名だと言われるようになると思います。

ただ、そうすると、それはやはり、そのコーディネートしていったり、核になっていく人であったり、組織が必要で、それをどうやって確保していくのかというのが、今後の計画の中に入ってくると思うのです。先ほどの全体の開館までのスケジュール見ると、例えば、指定管理になったとしても、指定管理は平成30年なので1年しか余裕がないわけですね。だから、少しそこら辺が、せっかくなイメージといいたいでしょうか、計画があるのですが、それを本当に動かしていく仕組みというか、それを明確にしていけないといけないのではないかと、あらためて思いました。

吉野委員： 私も、先ほど、山田先生がおっしゃっていた、育てるということがキーワードになるのはすごくいいと思いました。別に、現状、活発でないとはいえ、もしかしたら、潜在的にやっている人はいるのかもしれないし、そういった人たちを見いだしながら、要するに、東京とか、関西、大きい所にある人材をただ、常に引っ張ってくるとか、お願いするだけでなく、地元で人を育てていくってすごく大事だというのが、今、豊橋での劇場にも関わっていて、5年目でやっとこれぐらい育ってきたなというのを実感しながら、実際私も関わる中で感じています。

だからこそ、具体的な、とおっしゃった部分で、誰をどう育てるのかということ、久居としては特徴的にここを重点にしながらやるのだということを早めに議論して決めてもいいのではないかと思います。

もちろん、それ以外の人を育てないというわけではないのですが、どこを見せていくか。例えば、クリエーションする人を育てるとというのが、一つ、育てるといふときにありますよね。子どものうちからアウトリーチとか、いろいろな事業があって、鑑賞もあって、目も肥えて、創る人を育てる部分と、観る人を育てるといふ観客育成という、よく言われるのはこの二つですよ、創る人、観る人。

だけど、それをつなぐコーディネートの部分だって、地元の人たちを育てて、一緒にいろんな展開をさせていける可能性はむしろあると思うので、その繋ぐ人材を育てるといふような、例えば、この三つの人材を育てますということ、明確に宣言するとか、それが基本理念をこういうふうに動かしていくことに繋がるんですよという説明の仕方とか。具体的に、例えば、3年、5年とかのビジョンで段階的にそういう人がどう育つんですというプランを考えてみるというの、ある一つのモデルづくりにはなっていくのではないかと思います。

竹本委員長： 今のところ、4章の組織計画の所でしっかり議論しなければいけないと思

ますが、きょうは2章までです。先ほど、あんまり活発ではないというような話がありましたけど、地元の別所委員の方でいかがでしょう？

別所委員： 実際、今、私は自営しているもので、このような話はかなり専門的で少し宙を飛んでいるような感じで、話がよく分かりません。

ただ、今77パーセント、文化的な活動をしていない、それから45パーセントは行ったことがないということからも、やはり広く広げていくとか、誰でも入りやすい、見やすい、行きやすい場である方が良いのではないかという気はします。専門性が高く、敷居が高くなってしまわない方が良いと思います。

竹本委員長： それでは、事項書の5、その他・スケジュールを事務局から説明をお願いいたします。

事務局(小柴)： 管理運営計画策定についても、この場で定期的に検討をお願いしたいと考えている中で、先ほど、説明させていただきましたように、次回、12月下旬頃に、今回のまとめでありますとか、組織、専門家、市民参加、協働、先ほどのようにご検討をお願いしたいと考えております。今後のスケジュールとして、次回の検討委員会の日程調整をここでお願いしたいと思います。

事務局(岡田)： それでは、26日の1時半ということでお願いします。

竹本委員長： では、スケジュールはそういうことでお願いします。次回のときにはまた、3回目の日程を決めるということでお願いします。

全体を通じて質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。資料7等に芸術監督であるとか、館長であるとか、あるいは、プロデューサーであるとか、いろいろな形の人材を置かなければいけないと思うのですが、それがどういう方向に、その運営をしていくかによって、また変わってくると思います。

まだ、今、指定管理にするかどうかは決まっておらず、運営体制がはっきりしない。そういう中での議論ですので、非常にまとめづらいと思うのですが。

山田委員： これはいつ頃、こういった芸術監督とか、そういう人を決めることになるのでしょうか。

事務局(武川)： それを決めるのかどうかも含めてご意見をいただきたいと思っています。直営の場合は必ず、そのような方がいていただくことになると思うのです。指定管理者の場合は、選ぶ指定管理者によってはもうそこにいらっしゃる場合もありますので。

吉野委員： でも、やはり、その指定管理者の募集をかけるときにその方向性を決めないと、公募できないですね。

事務局(武川)： その公募でいくかどうかということもまだ決めていません。それで、どちらかといえば、市のほうである程度幅を狭めたほうがよろしいのでしょうか。そこにふさわしい管理運営の体制というのがどういうものなのかご意見もここ

でいただいて、それをまとめていくイメージで考えておりました。もし、市の方の考え方をまとめたほうがいいのであれば、われわれもそういうふうを考えていきたいと思っております。

竹本委員長： ただ、曖昧な中ここで意見を言ったからそのとおりになるとは限らない。だから、あくまでもたたき台は市が持っていて、それに対して意見を申し上げてという形だろうと思うのですが。

事務局（武川）： 分かりました。それでは、シアターさんのアドバイスというか、お話、参考にしながらその辺の幅を狭めるような形で考えていきます。

事務局（栗本）： まだ、その辺のところはニュートラルな状態で考えていまして、我々、指定管理にいくのか、直営でいくのかということも含めて、また、市民の皆さんや議会にも説明していくということがございます。ですので、それぞれのメリット・デメリットも整理をしながら、どちらの方向へ行くのがいいかというのを決めていきます。そういったところもこの委員会なりでもご意見を頂戴して進めたほうがいいのではということで、今は決めかねているところです。

我々の側としましては、どのような人材をどのぐらいの数、採用していくことで直営でやれるのか、そうしたときの負担でありますとか、本当にその人材が今から確保できるのかどうかなど、いろいろ聞かせていただかないと、なかなか結論も出しにくい所があると思っています。そういったところもいろいろとご意見を頂戴できればなというふうに思ってこの委員会の中で先ほども申しましたのですが、ある程度、方向性を出した中でないと、具体的な議論に入りにくいということであれば、やはりどこかの時点で決断をしていかなければいけないのではというふうに思ってます。

シアターさんの作っていただいたスケジュールですと、3月にどちらの方向に行くかっていうのを決めるということですので、この後2回の会議までで整理をしたいなというふうに思っています。

竹本委員長： 運営は体制と人ですからね。ただ、この規模で芸術監督うんぬんって話ではないだろうなっていう感じがします。やはり吉野先生がおっしゃったように、地域ってということ、育てるとかいうふうに考えるのであれば、それなりに本当に一生懸命動けるようなプロデューサーを何人か雇ったほうが良いと思いますが。

吉野委員： その点については、芸術監督という人の役割をどう定めるかだと思います。やはり芸術の方向性を一つ持った方がいるのと、いないのとでは、劇場のイメージも変わってしまうので、良かれ悪しかれだと思います。それも、どういうふうな位置付けの芸術監督。資料7にも書かれていますが、同じ芸術監督といっても、要するに名前だけの方もいれば、実質、かなり運営に関わって、口出しして動いてらっしゃる方もいるということだと思います。

その辺も含めてどうされるかで、芸術監督のある、なしはまだ、決めなくても

いいと思います。

竹本委員長： あと10分ぐらい大丈夫ですので、その他どうぞ。

山田委員： 直営にするのでしたら、ますますそうなのですが、指定管理にするにしても、この久居ホールをこういう位置付けでこういう方向に進めていくんだというコンセプトのようなものは、やはり市が持ってないと絶対駄目だと思います。それはぜひ、市からも提案をいただいて、我々も当然ながらいろいろ考えてというか、しっかりとした骨格を持って、場合によっては指定管理になるとしても、指定管理の方に、これで応募してくださいというふうにしていかないといけないのではないかと思います。

大月アドバイザー： 有識者委員会のときから、方向性が市のほうでないと、なかなか議論もできないですよという話があって、ある意味それが尾を引いてる部分はあるのではというので、今、いろんなご意見が出たと思います。

二つのことを言います。一つ目はまず、この委員会で対応できるような範囲とスケジューリングの話です。今、基本計画策定が取りあえず目標で、そこに対する意見を言うことが本委員会の主たる役割であって、それに合わせてスケジューリングも、今日は何章、次回は何章というふうな形で議題が振り分けられてるとすると、指定管理者制度を採るか、直営にするかっていうことというのは、その外側に本当はある話ですよ。そうした部分を、審議するとなると、それを位置付けていなければ、今のようなオプションの時間を取れない限り、できません。今日の資料でも、それが、本体の資料なのか、オプションとして付けてあるという話なのか分からない。議論しようとするのであれば、やはりそのような（議論の出来る）位置付け、スケジューリングにしなければならない。

もう一つは、先ほどの、絞るという話。設計の話もそうなのですが、今日、名刺交換をされている方がいらっしゃいましたが、当初から市のスタッフが完全に入れ替わっているということもあって、それこそ憲法のような基本計画に関しても、もう一回確認をしなければいけないはずだと、先ほど申し上げたのですが、何が（基本計画に）新たに加えられたかというような表現をしたと思いますが、加えただけでなく絞ったという部分もあるはずですよ。どのように展開させたかということが重要です。基本計画は、若干、総花的な内容になっています。だから、国際交流みたいな事業が入っていたりします。そういった意味では、「それはさすがに無理です」という事業とか、ある程度、それがメインとしては出てこないという部分に関しては、少し落とすというか、それ以外の部分をもっとクローズアップするというような形で絞っていく作業があって、絞る部分を絞っていくって、じゃあ、どういう方向を向いているんだという、その方向性を見いだしていくということは現実的にできることだと思います。

それに対して、制度的でしたり、できること、できないことは、市の方でし

か判断できない部分があるはずなのに、それを出さないでここで議論をしても、無駄になるので、市でしか決められない部分に関してやはり対応をしていただくことが必要かと思いました。

竹本委員長： 他には何かありますか？

吉野委員： もし、進んでいなければ、あまり言わないほうがいいかなと思ったのですが、確認で、これまでの会議にも出ていて、お話伺ってきて、市の皆さんも、要するに、ただ運営の側だけではなくて、いつかは自分が見に行ったり、もしかしたら、何か発表したりするかもしれない劇場の話をしているので、そんなに控えめでなくていいのではないかなと思いました。

ニュートラルにとおっしゃる、お立場的にはそういうことになるのも分かるのですが。特に、シアターワークショップさんとこれからきっと、密にいろんなお話ややり取りをこういった会議ではない場所でもされていくと思います。

例えば、今まで自分が行った劇場で、こういう劇場がとてすてきだなんて思ったとか、こういうスタッフがこういうことをやって面白いなと思ったとか、こういう企画があって面白いなと思った、あんなことが私たちの市で新しくできる劇場でできたらいいなと思うんですといったような、具体的な自分の経験からそういった要望やお話をさせていただくようなことから、少しずつ基本理念と結び付けて、そしたら、こういったプランが出せますよというのが、シアターワークショップさんの方からも、例えば、創造型のこちらを強調しながら、そのようなことを考えるなら、モデル案としてA、B、Cがありますよ、こちらだったら、こちらのモデル案としてA、B、Cがありますよといったことがもう少し具体的にお考えいただきやすいんじゃないかなと思います。

その辺りを皆さん、大変控えめな方なんだなと思いました。あと、市民のためにニュートラルに、自分たちの欲望ではなく、物事を整理することや予算を管理することを誠実に、実直にされているんだと思います。でも、もう一步、芸術や文化の話をしようとするときに、そこを支える精神というか、マインドの話はとても大事で、それはやはり、人それぞれ違うものがあって当たり前で、ここにいらっしゃる方もそれぞれにも違って当たり前なので、その違う何かを少しずつ出していかないと、たたき台がつかれないような物事を私たちは扱っているのではないかと思います。

劇場のハードだけではなく、中身もちゃんと心を入れて動かせる場所をつくらうというのは、そういう話だと思っていて、運営というのは、私はそれに基づいて、やはりいろんなルールが決まってくるのだと思っているので、皆さんのその部分がどのような感じなのが見えないと、世間一般では他の劇場ではこういうことがありますよ、こういう運営スタイルがありますよという事例の話しかできなくなるのではと思っています。今日はこんなところで、次回以降に、もし、



そのようなことが見えてきたり、そのやりとりがあった上での案が出てきたりしていると良いと思いました。すみません、質問でも、意見でもないようなことを言ってしまいました。

竹本委員長： おっしゃるとおり、皆さん、しっかりやられているのですが、津の市長さん、副市長さん、教育長さんという、やっぱり決める方がこの物事をどう考えてるか。たまに、市長さんが来て、事例を渡したりしますけれども。そのとき見ている、少し他の自治体とは違うなと思います。後ろを向いて、そうだよねといったことを言われるので、どうしたらいいのかなという戸惑いを感じるようなところが見受けられます。やはり少なくとも要所、要所に、副市長か、教育長は出てきて、皆さんのせっかくまとめていただいた考え方を市長にちゃんと言うというか、そういうところがちょっと足りないような、そういうこと言っただけではいけないのですが、僕はそう思いますね。

事務局（栗本）： 先生おっしゃられたとおりかと思います。これまでの議論は結果だけを報告してるものが多かったので。議論の経過をやはりもっと市長などに報告して、ここの議論の中身にまた、市長の考え方をさせるような、そういう仕組みが本当は必要なのではないかと思います。われわれ、吉野先生、言われましたように、自分の思いを出せということなのですが、ご承知のように、異動してきた者が文化に精通しているとは限りませんので、なかなか言いにくいところがあります。

ですが、自分の好きなジャンルの話なら、できますので、そこはどのように扱っていくのかというのは、シアターさんともいろいろ議論しないといけないところあると思うのですが、なかなか出しにくいところですね、方向性という点では。

吉野委員： 精通してらっしゃらないからこそいいのではないかと思います。先ほど、いろいろ議論が少し専門的過ぎてというお話もありました。本当は、そこがそうではない形で表に出せるようになっていかなければならない話だと思うので、どんどん質問されたらいいと思いますし、でも、こういうものも好きなんですっていうお話もされたらいいと思います。

そこからでないとおそらく、文化や芸術や、ここの地域の将来の人たちを育てたり、支えるような文化の話ってしづらいと思います。むしろ、そこをおそらく、こうして記録が残る場だとしゃべりにくいことあるんだと思うのですが、なにかそういったやりとりができるシステムとか、考え方とかをされたほうが、文化や芸術に関わる施設をつくるにはいいと思います。

竹本委員長： 皆さん、本当にいいホールをつくって、地域の住民の方に喜んでいただきたいという願いは一緒ですので、それぞれの立場でまた、いろいろ議論を重ねながらやっていきましょう。あまり敷居を高く考えずに、おっしゃったことはよく分かりますし、率直な意見、我々としてはとてもありがたいです。

別所委員： 一番、ホールで何が必要かなと考えると、まず、市民の人に寄ってもらう、気

楽に入りやすいという、それが抜けて、どんどん、どんどん難しい方向へ行ってしまうのではという、そんな感じがします。

竹本委員長： もし、そうであれば、また、軌道修正しながら進めていきましょう。よろしいでしょうか。じゃあ、事務局にお渡しします。

事務局(小柴)： 1点だけ、お願いといたしますか、本日、資料をたくさんお示しさせていただいている中で、他にご意見等ありましたら、1週間ぐらいを目途に事務局へメールでご連絡いただきたいと思っております。それに基づいて、また、シアターワークショップさんと協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

竹本委員長： どうもありがとうございました。

シアターワークショップ(伊東)： 委員長、一言よろしいですか。今日は貴重なご意見ありがとうございました。私どもが非常に仕事しやすくなる方向で話が進んでるかと思っております。管理運営計画をまとめるということは、もう方向性をここで出すってということですから、明確に方向性を提示できるようにまとめていきたいと思っております。

我々は全国の状況をよく知っている会社ということで選んでいただいたわけですから、今の時代からすればこうだというのは出せるんですけど、それが本当に津市さんとしてはできるのか、久居のホールに適当かどうかというところの議論をさせていただきたいと思っております。

その中でやはり、委員の先生方には委員会の中だけで、つまり3回ってということはあと2回しか接触するチャンスがなくて、その中で意見を我々が十分にくみ取することは難しいだろうと思っております。もし、よろしければ、直接、お訪ねさせていただいたり、ご意見を伺ったりさせていただくのは構わないでしょうか。

竹本委員長： よろしいですか。

吉野委員： 私の所はちょっとばたばたしてますけど、調整して、ヒアリングみたいな感じであれば、大丈夫です。

シアターワークショップ(伊東)： ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

大月アドバイザー： 今の件に関して、そのことはブラックボックスになるのか、それも何かで出るのか。委員会の席ですと、議事録になりますが、そこはどうでしょう。望ましくは、なるべく透明になったほうがいいと思うのですが。

シアターワークショップ(伊東)： そうですね。私どもは業務報告書をまとめる義務がございますので、表に出るメインの資料ではないところのどんな業務をやったかというところでは必ず、記録は残ります。ですから、そうすると後からになっちゃいますよね。ですから、リアルタイムで、こんなお話を伺ってまいりましたというのは、もし、よろしければ、皆さんと共有するような形にさせていただきたいと思っております。

竹本委員長： よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

一同： ありがとうございました。